

## EC-Server サービス契約約款

### 第8版

ファイン・インテリジェンス・グループ株式会社

平成 17年 4月 1日 初版  
平成 18年 4月 20日 改訂  
平成 19年 2月 1日 改訂  
平成 21年 4月 1日 改訂  
平成 21年 9月 1日 改訂  
平成 24年 4月 1日 改訂  
平成 26年 4月 1日 改訂  
平成 27年 4月 1日 改訂

## 第1章 総則

### (約款の適用)

- 第1条 ファイン・インテリジェンス・グループ株式会社（以下「当社」とします）は、本約款にもとづき EC-Server（以下 ES と略す）の内容を定め、これにより ES サービスをご契約者様に提供するものとします。
- 2 ES サービスの取扱いに関しては当社と接続されている電気通信事業者などが定める契約約款などにより制限されることがあるものとします。

### (約款の変更)

- 第2条 当社は、ご契約者様の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の ES サービス約款によるものとし、お客様が変更後の約款に同意できない場合は契約の解除の権利を有するものとします。
- 2 前項におけるお客様の契約解除の権利は約款変更後1ヶ月以内に当社所定の書面にて申し出を行うことにより行われた場合に効力をうるものとします。

### (協議)

- 第3条 この約款に記載の無い事項で ES サービスの提供上で必要な細目事項については、お客様と当社との協議により定めるものとします。

### (用語の定義)

- 第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
- (1) ES サービス  
この約款に基づき当社がご契約者様に提供するホスティングサービス。
  - (2) ES サービス契約  
ご契約者様が当社から ES サービスの提供を受けるための契約。
  - (3) ご契約者様  
当社と ES サービス契約を締結している個人または法人。

## 第2章 サービスの種類

### (サービスの種類)

- 第5条 ES サービスの種類は次の通りとします。
- (1) EC-Server エントリーコース
  - (2) EC-Server エントリープラスコース
  - (3) EC-Server ビジネスコース
  - (4) EC-Server ビジネスプラスコース
  - (5) EC-Server E ショップコース
  - (6) シェアードプランライト
  - (7) その他サービス

### (サービスの品目と料金)

- 第6条 ES サービスの品目内容、料金は別表1号にて定めるものとします。

## 第3章 契約

### (契約の単位)

- 第7条 当社は、ES サービスの契約申し込みがあった都度、ES サービスの種類毎に1つの ES サービス契約を締結するものとします。

### (契約の申し込み)

- 第8条 ES サービスを契約する場合には、次に掲げる事項について記載した当社所定の申込書を当社に提出していただくものとします。
- (1) ES サービス契約申込者の氏名（商号）、連絡先及び住所
  - (2) ES サービスにて公開する、お客様の取扱商品、または役務などの業種・特長
  - (3) 利用開始希望年月日
  - (4) その他 ES サービスの内容を特定するために必要な事項

### (契約の成立)

- 第9条 ES サービス契約は、前条の ES サービス契約の申し込みに対して、当社がこれを承諾し、ご契約者様に ES サービスの利用のための認証情報を発行した時点にて成立するものとします。
- 2 当社は、ES サービスの契約が成立したときは、契約の内容を記載した当社所定の書面を速やかにご契約者様に文書または電子メールにて送付するものとします。
- 3 当社は次の場合には、ES サービスの契約の申し込みを承諾しない場合があります。
- (1) ES サービスの契約申し込みをしたものが、当社の定めるサービス料金、消費税、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる場合
  - (2) ES サービスの契約申し込みをしたものに対して、ご契約者様がWEBにて公開を希望する情報の内容、地域的な条件などにより、当社が十分なサービスを提供できないと判断した場合。
  - (3) ES サービスの契約申し込みをしたものが、公序良俗に反する行為、犯罪・反社会的行為などを目的としていると考えられる場合
  - (4) 前各号に定めるほか、その申込者の契約の成立により、技術上または当社の業務遂行上著しい支障がある場合

### (最低利用期間と料金の支払い)

- 第10条 ES サービス契約の最低利用期間はビジネスコース、ビジネスプラスコース、E ショップコースは1年間とし、以降は3ヶ月ごとに契約を更新するものとします。エントリーコース、エントリープラスコースは最低利用期間、更新期間とも3ヶ月とします。シェアードプランライト、その他サービスは別表1号にて定めるものとします。
- 2 ご契約者様は上記の ES サービスの利用料金を原則3ヶ月ごとに、前払にてお支払いいただくものとします。
- 3 ご契約者様の ES サービスの利用期間が、定められた最低利用期間に満たない場合においても、当社は、ご契約者様が支払い済みの利用料金を返還しないものとします。
- 4 前項の最低利用期間の制限は、ご契約者様が ES サービスの種類あるいは品目の変更を行う場合には適用しないものとし、この場合はご契約者様と協議を行うものとします。
- 5 ご契約者様側からの契約解除の申し出が、利用契約満了の1ヶ月前までに無かった場合は、ES サービス利用契約の継続の意思があるものとみなし、自動的に最低利用期間分の、ES サービスの利用契約が継続されるものとします。

### (契約事項の変更)

- 第11条 ES サービス契約の契約事項のうち、ES サービスの種類の変更を希望する場合は、ES サービスの契約をいったん解除し、新たに ES サービス契約の申し込みを行っていただくものとします。
- 2 前4項の、契約事項の変更の希望があった場合は、当社は第8条（契約の申し込み）の規定に準じて契約の申し込みを取り扱うものとします。

## 第4章 権利の譲渡及び継承など

### (権利の譲渡または貸与)

- 第12条 ご契約者様は ES サービスを利用するための認証情報を第三者に漏洩してはならないものとします。
- 2 ご契約者様は ES サービスの提供を受ける権利を譲渡または貸与することはできないものとします。
- 3 本条1項の規定は、ご契約者様が第三者に対して、ご契約者様自身のために、ホームページ作成、運営等を依頼する場合に限り、ご契約者様の責任において通知することができるものとします。

### (ご契約者様の地位の継承)

第13条 相続または法人の合併、事業の継承などによりご契約者様の地位の継承があった場合は、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人またはご契約者様の地位を継承した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添付して継承の発生した日から30日以内に当社に届け出るものとします。

(ご契約者様の氏名などの変更)

第14条 ご契約者様はその氏名(商号)または住所、取扱いの商品・役務などに変更があった場合は、すみやかに変更の内容を当社所定の書面にこれを証明する書類を添付して届け出るものとします。

## 第5章 利用停止及び契約の解除

(利用停止)

第15条 当社にご契約者様が次のいずれかの事項に該当する場合は、ESサービスの提供を停止する場合があります。

- (1) ESサービスの契約申し込み時に虚偽の事項を通知したことが明らかになった場合
  - (2) ESサービスの料金などについて、支払期限をすぎてもなお支払わない場合
  - (3) ESサービスの契約申し込みをしたものが、公序良俗に反する行為、犯罪・反社会的行為などを行っている場合
  - (4) ご契約者様が、当社または他のご契約者様の業務を妨げる目的で、故意に大量のデータを送受信するなど、ESサービスを提供する環境に影響を与えた、または与える恐れがある場合
- 2 当社は、前項の規定によるESサービスの提供の停止を行う場合は、停止を行う前にその理由、停止を行う日付および停止期間をご契約者様に通知するものとします。
- 3 前項の停止を行う場合において、緊急やむを得ない場合はご契約者様に停止の通知を行うことなくESサービスの提供を停止することがあるものとします。この場合、遅滞なくその理由、停止を行う日付および停止期間をご契約者様に通知するものとします。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は、前条の規定によりESサービスの提供を停止されたご契約者様が、そのESサービスの停止に至った事由を継続している場合は、そのESサービスの契約を解除する場合があります。

- 2 当社は、ご契約者様が前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事由がほかのご契約者様のESサービスの利用あるいは、当社の業務遂行に著しい支障をおよぼすと認められた場合は、前条の規定にかかわらず、ESサービスの利用の停止を行わずにそのESサービスの契約を解除する場合がありますものとします。
- 3 当社は、前2項の規定により、ESサービスの契約を解除しようとする場合、または解除を行った場合は、すみやかにその旨をご契約者様に通知するものとします。

(ご契約者様が行う契約の解除)

第17条 ご契約者様は、ESサービスの契約の解除をしようとする場合は、解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社所定の書面により、その旨を当社に通知するものとします。

## 第6章 料金等

(料金体系)

第18条 当社が提供するESサービスの料金体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期発生費用
  - (2) 月毎基本料金
  - (3) 月毎従量制料金
- 2 料金の額については、別表2号(価格表)に定めるものとします。

(初期発生費用)

第19条 ご契約者様は、当社にESサービス契約の申し込み(契約変更の申し込みを含む)を行い、当社がその承諾をした場合は、お客様は当社に対して初期発生費用の支払いを要するものとします。

(月毎基本料金)

第20条 ご契約者様は、ESサービス契約に基づいて、当社がESサービスの提供を開始した日から起算して、そのESサービスの契約の解除があった日までの期間について月毎基本料金の支払いを要するものとします。

- 2 当社は、次の場合には、月額基本料金をその利用日数に応じて日割

りして計算し、当該月については、ご契約者様はその額の支払いを要するものとします。

- (1) 暦月の開始日以外の日にESサービスの提供を開始したとき。
  - (2) 暦月の末日以外の日にESサービス契約の解除があったとき。
  - (3) 暦月の末日以外の日にESサービスの品目の変更などにより、月額料金の額が増加または減少したとき
- 3 前項の規定による月額基本料金の日割り計算は、暦日数により行います。

(月毎従量制料金)

第21条 ご契約者様は、ESサービス契約に基づいて、基準となるアクセス数以上になった場合、ページビュー単位に従量制料金の支払いを要するものとします。

- 2 ご契約者様は、別表2号に基づいて、ESサービス利用者からの要請にて不定期に発生し、当社が作業を行う事由に対して、作業量に従い、従量制料金の支払いを要するものとします。
- 3 コマースサービスをご利用のご契約者様は、ESサービス契約に基づいて、当社がESサービスの提供による便益に対して、ご契約者様の店舗の売上金額、クレジットなどの利用量により従量制料金の支払いを要するものとします。

(料金の計算方法)

第22条 当社は、ご契約者様がESサービス契約に基づいて支払う料金のうち、月毎基本料金は当社が定める料金月に従って計算するものとします。

- 2 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月を変更することがあるものとします。

(料金等の支払い)

第23条 ご契約者様は、初期発生費用、及び月額基本料について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法にて支払いをするものとします。

- 2 料金等の支払いに対する手数料は、原則ご契約者の負担とします。

(割増金及び契約外の使用による追加料金)

第24条 ご契約者様は、料金の支払いを不法に免れた場合または、契約外の使用により本来支払うべき金額の支払いを不法に免れた場合は、当社の定める割増金(不法に支払を逃れた金額に2倍の金額を加算したものに)、これに対応する消費税額を加算した額を支払うものとします。

(延滞利息)

第25条 ご契約者様は、料金等(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として支払うものとします。

- 2 前項の延滞利息は、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には適用しないものとします。

(消費税の扱い)

第26条 契約者様は、ESサービスの利用にかかる料金について、消費税額を負担していただくものとし、当社が算出する消費税額を支払うものとします。

(端数処理)

第27条 当社は、消費税額の計算を含み、料金その他の計算において1円未満の端数が生じた場合は四捨五入により端数処理を行うものとします。

## 第7章 損害賠償

(損害賠償)

第28条 当社は、ESサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供を怠った場合は、そのESサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連したときに限り、当該ご契約者様の損害の賠償請求に応じるものとします。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該ご契約者様に現実発生した通常損害とし、ESサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間(12時間を最低時間とし、12時間の倍数である時間とします)に対応する当該ESサービスに係わる月額基本料金に相当する額に、これに対

- 応する消費税額を加算した額の範囲内であつ、その総額は、1ヶ月相当額に、これに対応する消費税額を加算した額を限度とします。
- 3 当社は、第一種電気通信事業者、または当社が接続している電気通信事業者の責に帰すべき事由により、ES サービスの提供ができなかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額をES サービスの利用ができなかったご契約者様全員に対する損害賠償額の限度として、かつ、ご契約者様に現実発生した通常損害に限り、損害賠償に応じるものとします。
- 4 天災、事変、戦争・破壊行為その他の不可抗力により、ES サービスの提供ができなかった場合は、当社は一切その責を負わないものとします。

#### (免 責)

- 第29条 当社は前条の場合を除き、ご契約者様がES サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何を問わず、その損害についての賠償をする責を負わないものとします。
- 2 ES サービスは、障害に対して完全に耐性のあるものではなく、核施設、航空機の運行若しくは通信システム、航空管制、直接的生命維持装置に関わるもの、ES サービスの機能停止により死亡、傷害、または身体若しくは環境、社会活動への深刻な損害が直接的に導かれ得る活動（以下「ハイリスク活動」という）に使用されるものとして設計、製造または企図されたものではないものとします。当社はES サービスのハイリスク活動への適合性について、明示的または黙示的な保証を明確に否認するものといたします。

### 第8章 保守

#### (当社の維持管理)

第30条 当社は、ES サービスを適正に維持するよう務めるものとします。

#### (当社の行うご契約者様のサポート)

- 第31条 当社は、ご契約者様がES サービスを円滑にご利用いただけるよう、適切なサポートを行うものとします。
- 2 当社の行うサポートは、ホームページ、電子メール、電話などで行うものとし、ご契約者様の現地でのサポートは行わないものとし、ご契約者様も現地でのサポートは求めないものとします。

#### (利用中止)

- 第32条 当社は、次の場合においては、ES サービスの提供を中止することがあるものとします。
- (1) 当社のES サービス設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 第一種電気通信事業者、または当社が接続している電気通信事業者がサービスを中止した場合
- 2 当社は、前項の規定によりES サービスの提供を中止する場合は、あらかじめその旨をご契約者様が申し込み時において登録された電子メールまたはFAX番号宛てに、ご契約者様に通知するものとします。
- 3 前項の規定に係わらず、緊急やむを得ない場合や、予期できない障害の発生などの場合はES サービスの提供を中止する旨をご契約者様に通知せず、ES サービスの提供を中止することがあるものとします。

### 第9章 雑則

#### (秘密保持)

- 第33条 当社は、ES サービスの提供に関して知り得たご契約者様の秘密を第三者に漏らさないものとします。
- 2 ご契約者様は、ES サービスの提供に関して知り得た当社の秘密を第三者に漏らさないものとします。なお、本機密保持事項は、ご契約者様が契約を解除された後も、契約解除の日から3年間は有効なものとなります。

#### (ご契約者様の義務)

- 第34条 ご契約者様は、ES サービスを利用するにあたり、次の行為を行わない、または当社に求めないものとします。
- (1) 商法、特定商取引法、訪問販売法、割賦販売法、景品表示法、個人情報保護法その他法令の定め違反する行為
- (2) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 直接・間接を問わず、犯罪に結びつく可能性のある行為
- (5) ほかにご契約者様あるいは、第三者を誹謗または中傷する行為
- (6) ほかにご契約者様あるいは、第三者の生命、財産、プライバシーを

侵害または侵害するおそれのある行為

- (7) 公序良俗に反する内容の情報、文章、図形および図画などを他人に公開する行為
- (8) その他、法令などに違反するもの、または違反するおそれのあるもの。
- 2 当社は、前項各号に掲げる内容の情報その他当社がES サービスの適切な運営上不適当と判断した情報については、それを削除する権利を留保するものとします。

別表1号 (サービス品目)

## ■EC-Server

品目 仕様・機能	エントリーコース	エントリープラスコース (旧:入門コース) (旧:コンテンツサービス)	ビジネスコース (旧:通常ライトコース) (旧:コミュニティライトサービス)	ビジネスプラスコース (旧:通常コース) (旧:コミュニティサービス)	Eショップコース (旧:電子商取引コース) (旧:Eコマースサービス)
Web容量	100MB	100MB	100MB	300MB	300MB
ページビュー/月	20,000PV	20,000PV	30,000PV	40,000PV	40,000PV
以下 GUI WEB 構築システムの利用					
メニュー/モジュール管理	○	○	○	○	○
画像管理	○	○	○	○	○
リクエスト管理	○	○	○	○	○
ページレイアウト設定	○	○	○	○	○
フォーム管理	×	×	○	○	○
会員管理	×	×	×	○	○
注文管理	×	×	×	×	○ 注文台帳 2000 件
投票管理	×	×	×	○	○
インポート& エクスポート	×	×	×	○	○
メールマガジン管理 ※提供中止の場合あり	×	×	×	○	○
Eコマース	×	×	×	×	○
ホームページウィザード	○	○	○	○	○
操作ガイド	○	○	○	○	○
サイト内検索	○	○	○	○	○
システムサービス ・URLリダイレクト設定 ・静的コンテンツアップロード ・簡易アクセス統計	×	×	△ URLリダイレクト設定のみ 提供	○	○
Web効果ツール	×	×	×	○	○
以下付帯サービス					
メールホスティング	×	○	○	○	○
メールアドレス数 (ウイルスチェック機能付き)	×	2個	10個	10個	10個
メールアカウント容量	×	20MB/個 (全体 40MB)	20MB/個 (全体 200MB)	20MB/個 (全体 200MB)	20MB/個 (全体 200MB)
Webメール利用	×	×	×	×	×
独自ドメイン利用	×	×	○ ※別途料金	○ ※別途料金	○ ※別途料金
以下 EC サーバサポートデスクの利用					
メールサポート	△ (月3回迄)	○	○	○	○
電話サポート	×	○	○	○	○

○…利用可 ×…利用不可 △…一部利用可

## ■シェアードプランライト

品目 仕様・機能	基本	with WordPress	with WordPress 電話サポート付
Wordpressインストール	なし	弊社にてインストール可能 (別途費用)	
Wordpress 電話サポート	なし	あり (弊社設置機能のみ)	
最低利用期間	3ヵ月		
ディスク容量	無制限 ※1		
メールアカウント数	無制限 ※1		
グローバルIPアドレス	1個 (共用IPアドレス)		
利用可能ドメイン数	1個 ※2		
DNSサーバ	標準提供		
ウイルスチェック	Ironport 導入済み ※3		
スパム対策	スパムメール件名表示 ※3		
共有ドメインSSL	非対応		
独自ドメインSSL	別途費用 (見積) にて対応可能		
サブドメイン利用	別途費用 (見積) にて対応可能		

※1… サービス上は無制限となりますが、共用サーバとなりますため、サーバの稼働状況に影響を与えるディスク、リソースの占有などが認められる場合、占有率の高いお客様へ不要ファイルの削除など、ご利用方法のご相談をさせていただく場合がございます

※2… 独自ドメインを取得される場合、別途費用が発生いたします

※3… 弊社標準提供の DNS サーバを利用して頂く事が前提となります

## ■その他サービス

サービス品目・仕様・機能・費用については、契約時に別途定めるものとします

## (1) 初期発生費用

EC-Serverエントリーコース	2,000円税別
EC-Serverエントリープラスコース	5,000円税別
EC-Serverビジネスコース	7,000円税別
EC-Serverビジネスプラスコース	8,000円税別
EC-Server E ショップコース	10,000円税別
シェアードプランライト	無料
その他サービス	別途見積

- ・独自ドメインを取得される場合は、実費及び取得代行費用として税別15,000円が発生致します。
- ・取得可能な独自ドメインはco.jp、or.jp、jp、com、net のローマ字ドメインとし、それ以外をご希望の場合は別途見積となります。

## (2) 月毎基本料金

EC-Serverエントリーコース	3,800円税別	
EC-Serverエントリープラスコース	7,000円税別	
EC-Serverビジネスコース	9,000円税別	
EC-Serverビジネスプラスコース	12,000円税別	
EC-Server E ショップコース	20,000円税別	
シェアードプランライト	基本	3,000円税別
	基本 with ワードプレス	5,000円税別
	基本 with ワードプレス 電話サポート付き	7,600円税別
その他サービス	別途見積	

## (2-1) 月毎オプション料金

超過データ容量 ※EC-Server各種コースのみ適用 ※最大300MBまで増量可能	10M増量	1,000円税別/月
独自ドメイン管理料 ※独自ドメインを当社で管理している場合 ※独自ドメインDNSを当社で管理している場合	1ドメイン	500円税別/月
メールアドレス追加利用※EC-Server各種コースのみ適用	1アカウント	100円税別/月

## (3) 月毎従量制料金

## (3-1) 超過データ転送料費用

EC-Serverエントリーコース	20,000PV以上、1PV当り0.2円税別/月
EC-Serverエントリープラスコース	20,000PV以上、1PV当り0.2円税別/月
EC-Serverビジネスコース	30,000PV以上、1PV当り0.2円税別/月
EC-Serverビジネスプラスコース	40,000PV以上、1PV当り0.1円税別/月
EC-Server E ショップコース	40,000PV以上、1PV当り0.1円税別/月
シェアードプランライト	なし
その他サービス	別途契約時に定めるものとする

- (3-2) 売上金額従量制料金  
・別途定めるものとする

- (3-3) クレジット等、金融利用手数料  
・別途定めるものとする

## (3-4) 不定期作業料金

メールアドレスの登録・削除作業依頼 ※EC-Server各種コースで適用	1アドレス	200円税別/1アドレス ※但し、月3回迄の依頼は無償対応させていただきます
---	-------	---

※EC-Server 各種コースは、お客様側でのメールアドレス登録・削除は出来ない仕組みとなっております